

江別市立中央小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月改定

1. いじめの防止等の対策に関する基本理念

本基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、江別市立中央小学校のいじめ防止のために策定した。

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
(いじめ防止対策推進法第13条)

この基本方針のもとに、本校では豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、すべての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進する。

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
(いじめ防止対策推進法第3条)

2. いじめの定義、いじめの理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

- (1) 上記の定義を受け、本校では、「子どもが特定の子ども（または複数の子ども達）から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的に苦痛を感じているもの」とする。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。
- (2) いじめには、多様な態様があることをふまえ、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。

【具体的ないじめの様態】

- 冷やかしゃやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめの中には、「犯罪行為」や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが必要となるものが含まれており、想定される主な事例には次のようなものがある。

| 学校で起こり得る主な事例 | 該当し得る犯罪 |
|---|---|
| 性器や胸・お尻を触る。 | 不同意わいせつ（刑法第176条） |
| 同級生に「死ね」とそそのかし、その同級生が自殺した。 | 自殺関与（刑法第202条） |
| 顔面を殴打しケガを負わせる。 | 傷害（刑法204条） |
| 同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。 | 暴行（刑法第208条） |
| 裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。 | 脅迫（刑法第222条） |
| 遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。 | 強要（刑法第223条） |
| 教科書等の所持品を盗む。 | 窃盗（刑法第235条） |
| 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 | 恐喝（刑法第249条） |
| スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。 | 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条） |

これらの対応にあたっては、教育的な配慮や被害児童の意向を十分に配慮したうえで、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に相談・通報を行い、適切な援助を求める必要がある。

- (3) いじめは、単に「加害者」と「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲を含めた「集団の問題」であることを認識する。

3. いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、各学年部及び当該児童の担任（必要に応じ養護教諭を含む）による「教育相談委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。また、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー等）についても必要に応じて出席を依頼する。

委員会は、いじめ問題に組織的に取り組むに当たって中核となるものであり、次の役割を担う。

【教育相談委員会の主な役割】

- 教育相談委員会の存在及び活動について児童及び保護者への周知
- 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録、共有
- いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携に関する対応を組織的に実施
- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- いじめ防止等に係る校内研修の企画・実施

4. いじめの未然防止

(1) いじめは、どの学校にもどの子どもにも起こりうることを踏まえ、全ての児童を対象に未然防止に取り組む。特に配慮が必要な下記児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえたプライバシーに十分配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・ 多様な背景（発達障がい、精神疾患、健康課題）を持つ児童
- ・ 支援を要する家庭状況（経済的困難、家庭での過重な負担等）にある児童
- ・ 海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・ 性的マイノリティ（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人又は性自認や性的指向が定まっていない若しくは持たない人）の当事者であることにより困難を抱えている児童
- ・ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

(2) 未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

(3) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。

【主な取組】

- 重点教育目標「共に学び共に高め合い 豊かな力を育み発信できる学校づくり」の達成をめざした教育活動の推進
- 自尊感情の醸成のため、認め合い・励まし合い・協力し合う人間関係の構築
- よりよい人間関係を築くための挨拶・言葉遣い。礼儀の日常化
- 私事的風土の中での自分の役割と責任を果たす自主的・主体的な活動の工夫
- 指導の重点を明確にした、考えて議論する道德の推進
- 全職員による日常的な児童観察と情報共有によるいじめ・不登校当への組織的対応
- 年複数回の生徒指導交流やいじめに関する校内研修の実施
- いじめ・いじめ防止に関する学校の取組や保護者の協力を促す啓発活動
- 学校のいじめ防止基本方針の取組状況を学校評価に位置付け、学校運営委員の指導・助言を求める
- スマホ・ネット利用に伴うSNS等のトラブル防止のため、「えべつスマート4Rules（ルール）」の浸透を図るなど、児童及び保護者に対して情報モラル教育に関する啓発活動を行う。
- 全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識を持つとともに、児童生徒が「心の危機（SOS）」を訴えたときに、適切に対応できるように啓発する。
- いじめ防止等のための対策が適切に行われるには、警察や児童相談所などの関係機関との連携が必要であるため、学校や教育委員会・警察等が参加する「江別市指導連絡会」や「江別市生徒指導担当教員連絡会」等を活用して情報を共有することにより緊密な連携を図る。

5. 早期発見

- (1) いじめは気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- (2) 「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- (3) 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (4) 児童の「早期の問題認識能力（心の危機に気付く力）」を養い、「援助希求的態度（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと）」を育成できるよう、必要な教育を行うとともに、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が児童の心情に寄り添い、迅速に対応することを徹底する。教職員は、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを理解する。

【主な取組】

○友だちアンケートの実施（5、10月・2月）

アンケート実施後は、関係児童に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係児童がアンケートへ回答したこと等が他の児童に推測されないよう、面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払う。

○教育相談の実施と心の教室相談員との連携

○生徒指導交流による児童実態の交流

6. いじめへの対処

- (1) いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに教育相談委員会に対し報告し、学校の組織的な対応につなぐようにする。
- (2) 教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- (3) 教育相談委員会において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (4) いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、あらかじめ保護者等に対して説明のうえ、学校から警察へ相談・通報を行う。
- (5) いじめへの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

7. いじめの解消

いじめは単に、謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) 被害児童に心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- (2) いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。教育相談委員会は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

8. 学校間の連携

いじめを受けた児童やいじめを行った児童の進学や進級、転学の際には、児童の個人情報の取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備する。

9. インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめの未然防止のため、児童及び保護者に対して情報モラルに関する啓発活動を実施する。
- (2) 教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でも必要に応じてネットパトロールを行い、関係機関と連携・協力して対応を進める。

【主な取組】

- ネットモラル教室の実施
- ネットパトロールの実施
- ネットマナーの向上を目指した児童会活動
- ネットマナーや携帯電話、ゲーム機等の利用に関わる保護者への啓発活動

10. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいう。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第28条）

- ①第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
- ②第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめが原因ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 学校による調査

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の上、調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断を仰ぐ。

② 調査主体

教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合とする。学校が調査主体となる場合は、教育委員会から必要な指導や支援をいただく。

③ 調査を行う組織

学校はその事案が重大事態であると判断した時には、速やかに「教育相談委員会」において調査を実施する。教育委員会との協議により、専門的知識を有する第三者の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保するように努める。なお、教育委員会が調査を行う組織には、子どもの心理や福祉の知識を有する専門家などの協力を得られるよう努める。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ（から）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係、教職員の対応方法など事実関係を可能な限り網羅的に確認する。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

【いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合の対応】

・いじめを受けた児童の話をしていねいに聴き取るとともに、在籍児童や教職員を含めた関係者から、いじめ事案の十分な聴き取り調査、質問紙調査などを行い、事実関係を明確にする。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童及び情報提供者などに被害が及ばないように十分に配慮する。

【いじめを受けた児童からの聴き取りが困難な場合の対応】

・いじめを受けた児童の何らかの事情により、児童からの聴き取りが困難な場合は、当該児童の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

⑤ 心のケア、情報発信

学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

⑥ いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

⑦ 市長への報告

学校は調査結果を教育委員会に報告し、教育委員会から市長に報告する。⑥の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて視聴に送付する。

【年間計画】

| | 取組名 | 具体的取組内容 | 実施期日 |
|------|-------------------|--|-----------------|
| 相談活動 | 教育相談 | ・ 学級担任が児童と相談 | 随時 |
| | 個人面談 | ・ 学級担任が保護者と面談を年1回実施 | 12月 |
| | 家庭訪問 | ・ 学級担任が保護者と全家庭で年1回実施 | 4月 |
| 調査活動 | 友だちアンケート | ・ 全児童対象に年3回実施 ・ (その他必要に応じて実施) ・ 結果公表 (生徒指導部だより・ホームページ) | 5月 10月 2月 |
| 教育活動 | 教科等授業 | ・ 「豊かな心を育成する」ための授業改善 | 通年 |
| | 道徳授業 | ・ 本校の重点項目「生命尊重」「感謝」「個性の伸長」を育む実践 | 通年 |
| | 人権授業 | ・ 人権に関する授業(人権教室)の実践 | 11月 |
| | 特別活動 (係活動・行事等) | ・ 異年齢による望ましい人間関係の形成。 ・ 体験活動、各種行事、異学年交流等を通して「思いやりの心」「自己有用感」の育成 | 通年 |
| | 児童会活動 | ・ なかよし集会の開催 ・ 学級輪番による継続的な挨拶運動の実施 | 集会…5月 挨拶…通年 |
| | 情報モラル教育 | ・ 児童への携帯端末使用についての指導。 | 6月 |
| 職員研修 | 児童指導研修 | ・ 本校の児童指導体制、学校いじめ防止基本方針を全職員で共通理解 | 5月 |
| | 校内研修 | ・ 道徳アンケート結果について(全教員での分析・改善策を検証) | アンケート検証…7・12月 |